

告示

埼玉県告示第七百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県三郷市番匠免三丁目二百九十番の一部、二百九十一番の一部、三百二番の一部、三百三番の一部、三百四番の一部、三百五番の一部、三百六番の一部、三百四十九番の一部、三百五十番の一部、三百五十一番の一部、三百五十二番の一部、三百五十三番の一部、三百五十四番の一部、三百五十五番の一部、三百五十六番の一部、三百五十七番の一部、三百五十八番、三百五十九番、三百六十番、三百六十一番、三百六十二番、三百六十三番、三百六十四番の一部、三百六十六番の一部、三百六十七番、三百六十八番、三百六十九番、三百七十番、三百七十一番の一部、三百七十二番の一部、三百七十三番の一部、三百七十四番の一部、三百七十五番の一部、三百七十九番の一部、三百八十番、三百八十一番、三百八十二番、三百八十三番、三百八十四番の一部、三百八十八番の一部、三百八十九番一、三百八十九番二、三百九十番、三百九十一番の一部、四百一番の一部、四百二番の一部、四百三番一の一部、四百三番二の一部、四百三番三の一部、四百四番の一部、四百五番の一部、四百九十八番の一部、四百九十九番の一部、五百番の一部、五百七番の一部、五百二十番一の一部、五百二十一番の一部、五百二十二番の一部、五百二十三番の一部、五百二十四番一の一部、五百二十七番の一部、五百二十八番の一部、五百二十九番の一部、五百三十番一の一部、五百三十一番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）

